

令和5・6年度（定時登録）

## 入札参加資格審査申請の手引き

（測量・建設コンサルタント等委託業務）

鹿沼市の行う測量・建設コンサルタント等委託業務の契約にかかる入札に参加を希望される方は、本手引きを熟読のうえ、必ず期限までに申請書及び必要書類を提出してください。

提出先は栃木県ですのでご注意ください。

鹿沼市行政経営部契約検査課

## 1 はじめに

入札参加資格審査申請（定時受付）は栃木県及び県内市町との共同受付です。  
申請には共通書類部分と鹿沼市の独自書類部分があります。  
共通書類部分については栃木県ホームページにて公表されている申請の手引きをご確認ください。  
本手引きでは鹿沼市独自書類部分についてご説明します。

## 2 変更点

- ・鹿沼市の市税納税証明書は提出不要となりました。ただし、市税の納付状況について鹿沼市の職員が確認することについて同意していただく必要があります。
- ・栃木県に申請し認定された業種が、そのまま鹿沼市の認定業種となります。

## 3 競争入札参加者の資格

申請者は、次に掲げる事項のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しないこと。
- (3) 国税・県税・市税（納期未到来のものを除く）に滞納額のないこと。
  - ア 国税…法人税、消費税及び地方消費税、所得税
  - イ 県税…法人事業税、法人県民税、個人事業税（支店等に委任する場合は、その所在地の県税とする）
  - ウ 市税…市県民税、法人市民税、特別徴収市県民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税等（個人事業者の場合は国民健康保険税も含む）
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (5) 営業に関し、法律上必要とする資格を有していること。  
※測量及び建築関係建設コンサルタントを希望されかつ受任者を置く場合、受任営業所においても資格が必要です。

## 4 登録有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

## 5 受付期間及び提出方法

- (1) 受付期間  
県内・県外業者共通  
令和4年10月3日（月）～令和4年10月21日（金）
- (2) 申請方法
  - ア 「栃木県電子申請システム」による、電子申請のみ。  
**鹿沼市に提出しても受付できません。**
  - イ 電子申請を行った後、共通書類及び自治体別個別書類（各市町に申請をする場合のみ）を書類の到達が確認できる方法（特定記録郵便、簡易書留、レターパック）で郵送してください。  
**【注意】**  
※書類收受の確認は行いませんので、ハガキ等を同封されましても、返送できかねます。  
同封されていた場合は返送せず、破棄させていただきますので、ご了承ください。

ウ 申請書の送付先

☆共同受付窓口☆

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県県土整備部監理課 建設業担当

※封筒表面に「建設工事入札参加資格審査申請書類在中」または「測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書類在中」と赤で記入してください。

※鹿沼市に送付しても受付できません。

## 6 提出書類の様式等

入札参加資格審査申請（定時受付）は栃木県及び県内市町との共同受付となり、栃木県への登録が必須です。鹿沼市のみ登録はできません。申請には共通書類部分と鹿沼市の個別書類部分があります。共通書類部分は栃木県ホームページから鹿沼市個別の様式については鹿沼市ホームページからダウンロードが可能です。鹿沼市個別の様式については紙での希望がある場合、コピー代として紙1面につき10円徴収し配布します。

## 7 注意事項

- (1) 栃木県への登録が必須であり、鹿沼市のみ登録はできません。
- (2) 申請書提出の際は、各申請区分の「入札参加資格審査申請の手引き」を熟読のうえ提出してください。
- (3) 鹿沼市の市税納税証明書は提出不要となりました。ただし、市税の納付状況について鹿沼市の職員が確認することについて同意していただく必要があります。
- (4) 公的機関が発行する証明書等は、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (5) 申請後に記載事項に変更があった場合は、令和5年4月1日以降に変更届に必要な書類を添付して提出してください。
- (6) 入札参加資格が認められた場合は、入札参加資格者名簿を本市ホームページ上で公表しますので、ご承知の上申請してください。
- (7) 個別書類について不備があった場合には再提出していただきます。定められた期限までに再提出されない場合には無効となります。なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は、無効となります。また、登録後に虚偽の記載が判明した場合も、入札参加資格取消等の対象となります。
- (8) 草刈・側溝清掃業務については、工事区分で申請をされる際に希望欄にチェックをつければ測量・建設コンサルタント等区分に申請しなくても登録が可能です。

## 8 提出書類

提出書類は次の表に従って作成してください。

指定様式の表示のある書類は、ホームページからダウンロードして使用してください。

添付	提出書類名	市内	市外	注意事項
1	測量・建設コンサルタント等鹿沼市のチェックリスト	○	○	
2	入札参加資格申請書（共通書類）	○	○	栃木県「電子申請システム」で申請後、印刷したもの。
3	鹿沼市申請書（コンサル）	○	○	必須の書類となります。
4	登録事業の登録（許可）を証する書類	○	○	各申請項目に必要な建設業法、測量法、建設コンサルタント登録規定等、関係法令に基づく登録（許可）の証明書を添付。 ※測量及び建築関係建設コンサルタントの登録を希望する場合は必須（受任者を置く場合、受任営業所においても必要。）
5	所在証明書	×	△	鹿沼市内に営業所があり、かつ、委任先として必要な登録証等が無い場合にのみ提出してください。

## 9 記入上の注意

鹿沼市申請書（コンサル） **（記入例を参照）**

- ・提出必須の書類です。委任先や使用印鑑を設定しない場合でも本店情報を記入し提出してください。
- ・所在地…県内の場合は市町村名から、県外の場合は都道府県名から記入してください。なお、登記簿上の所在地と実際の所在地が異なる場合は、2段書きにしてその旨を明記してください。
- ・代表者印（実印）…実印を押印してください。カラーコピーは不可。
- ・使用印鑑の設定…委任先を設定しない場合で、契約などに実印とは違う印鑑を使用する場合は、使用印を押印してください。カラーコピーは不可。委任先を設定する場合は、受任者印が使用印になりますので、この欄の押印は不要です。
- ・委任先情報…委任先を設定する場合のみ記入してください。なお、受任者印の欄は、支店長等の印を押印してください。カラーコピーは不可。

## 10 電子入札について

鹿沼市では、測量・建設コンサルタント等業務委託の入札は電子入札で実施しています。初めて電子入札を利用する際には、「電子入札利用者登録番号請求書」（ホームページからダウンロード可能）を提出する必要があります。詳しくは、本市ホームページ内の「電子入札」のページをご覧ください。なお、すでに電子入札利用者登録をされている場合は、「電子入札利用者登録番号請求書」の提出は不要です。

※ご不明な点は、契約検査課へお問い合わせください。

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1  
鹿沼市 行政経営部 契約検査課 契約係  
TEL：0289（63）2278 FAX：0289（63）2273  
E-mail：keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp